

令和5年4月1日より 豊川市週休2日モデル工事試行要領を改正します。

1. 制度の目的

建設業における担い手の確保・育成のため、令和元年度より豊川市が発注する工事の一部において、週休2日制を導入し建設現場の環境改善を図る取組を行ってきました。

令和6年4月1日からは建設業においても、労働基準法の改正に伴う罰則付きの時間外労働規制が適用され、益々、建設現場における労働環境改善の促進が発注者に求められています。

そういった状況を踏まえ、今後の週休2日制の定着に向けて現在の運用を見直し、令和5年度より発注方式や対象工事を拡大します。

2. 制度の改正概要

○発注方式の追加

これまでの発注者指定方式に加え、受注者指定方式を新設します。

受注者希望方式とは、現場閉所により週休2日に取り組むもの（モデル工事）のうち、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を協議したうえで取り組む方式をいいます。

○対象となる工事の要件を拡大

モデル工事の対象は建築系関連工事を除く、全ての土木系工事のうち豊川市が指定する工事とします。

○工事成績評定で加点される要件の見直し

これまでの現場閉所率 25%（7日/28日）から 28.5%（8日/28日）以上へと工事成績評定の加点要件を見直します。

○経費の補正対象と補正係数の見直し

対象期間の全日数に対する休工日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上となった場合に、以下の経費を補正対象とします。

- | | | |
|--------------|------|------------------|
| (1) 労務費 | 1.05 | (新規補正対象) |
| (2) 機械経費（賃料） | 1.04 | (新規補正対象) |
| (3) 共通仮設費率 | 1.04 | (これまでの1.02から見直し) |
| (4) 現場管理費率 | 1.06 | (これまでの1.04から見直し) |

お問合せ先 総務部契約検査課 検査係
TEL：0533-89-2178